

平成 2 9 年 9 月 藤 枝 市 議 会  
定 例 会 議 案

平成 2 9 年 9 月 1 日  
藤 枝 市 長

## 目 次

議案番号	議案名	頁
認 第 1 号	平成28年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 (別冊)
認 第 2 号	平成28年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 (別冊)
認 第 3 号	平成28年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	3 (別冊)
認 第 4 号	平成28年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	4 (別冊)
認 第 5 号	平成28年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	5 (別冊)
認 第 6 号	平成28年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	6 (別冊)
認 第 7 号	平成28年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 (別冊)
認 第 8 号	平成28年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	8 (別冊)
認 第 9 号	平成28年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9 (別冊)
認 第 10号	平成28年度藤枝市病院事業会計決算の認定について	10 (別冊)
認 第 11号	平成28年度藤枝市水道事業会計決算の認定について	11 (別冊)
第77号議案	平成29年度藤枝市一般会計補正予算(第2号)	別冊
第78号議案	平成29年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第79号議案	平成29年度藤枝市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第80号議案	平成29年度藤枝市介護保険特別会計補正予算(第2号)	別冊
第81号議案	平成29年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第82号議案	藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	12
第83号議案	藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	14
第84号議案	藤枝市集会所設置条例の一部を改正する条例	15
第85号議案	藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例	16
第86号議案	藤枝市内陸フロンティア事業基金条例	17
第87号議案	市有財産の取得について(路線バス用大型ノンステップバス1台)	19
第88号議案	市有財産の譲与について(藤枝市田中集会所)	20
第89号議案	藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者の指定について	21

平成28年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市一般会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認第3号

平成28年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。



平成28年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成28年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度藤枝市病院事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成28年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

藤枝市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の退職手当に関する条例（昭和29年藤枝市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者のうち、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所」の次に「、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者」を加える。

附則に次の1項を加える。

34 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者のうち、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として市長が認める者であつて、かつ、同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの」「ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項

に規定する地域内に居住し、かつ、同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると市長が認めたもの（アに掲げる者を除く。）」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例の規定は、平成29年度の退職手当から適用する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の藤枝市職員の退職手当に関する条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第34項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した藤枝市職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次項において同じ。）であって藤枝市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項（第5号に係る部分に限り、藤枝市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

藤枝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤枝市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「養子縁組によって養親となることを希望している者」を「同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」に、「同条第1項第3号」を「同法第27条第1項第3号」に改める。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第11条第7号中「別居したこと」の次に「、育児短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



藤枝市集会所設置条例の一部を改正する条例

藤枝市集会所設置条例（昭和53年藤枝市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（名称及び位置）

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
藤枝市郡公会堂	藤枝市立花二丁目9番地の26
藤枝市片平集会所	藤枝市城南二丁目1番地の18
藤枝市益津下集会所	藤枝市城南一丁目11番地の35

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 0 9 条第 2 項の規定に基づき、内陸フロンティア事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、土地等の売払収入、内陸フロンティア事業基金繰入金及び付属諸収入をもってその歳入とし、内陸フロンティア事業の整備事業費その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市内陸フロンティア事業基金条例

(設置)

第 1 条 内陸フロンティア事業の資金に充てるため、藤枝市内陸フロンティア事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、5 億円とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額増加するものとする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充て、又は基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき又は市長が特に必要であると認めるときは、予算の定めるところにより処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分したときは、基金の額は、当該処分した額相当額減少するものとする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別

に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 8 7 号議案

市有財産の取得について（路線バス用大型ノンステップバス 1 台）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |     |
|---|--------|--|-----|
| 1 | 名称及び数量 | 路線バス用大型ノンステップバス                                  | 1 台 |
| 2 | 契約の方法  | 指名競争入札   |     |
| 3 | 取得金額   | 24,219,720 円                                     |     |
| 4 | 取得の相手方 | 藤枝市水上 1 4 番地の 1<br>静岡日野自動車 株式会社 藤枝営業所<br>所長 石井 毅 |     |

市有財産の譲与について（藤枝市田中集会所）

次の財産を譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

記

1 譲与をする建物

藤枝市田中集会所

所在地 藤枝市田中二丁目8番12号

構造 鉄骨造2階建

延べ床面積 121.26平方メートル

2 譲与する相手方 藤枝市田中1丁目4番31号

田中地区町内会

池田 悟

藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者の指定について

藤枝市産学官連携推進センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市産学官連携推進センター

指定管理者 藤枝市駿河台四丁目1番1号

静岡産業大学グループ

代表者 学校法人 新静岡学園 理事長 三枝 幸文

指定の期間 平成29年10月1日から平成34年3月31日まで

# 平成 29 年 9 月 藤枝市議会定例会 議案提案理由書（第 82 号議案～第 89 号議案）

## 第 82 号議案

雇用保険法等の一部を改正する法律により国家公務員退職手当法の一部が改正され、失業者の退職手当の支給において、延長給付の支給対象及び移転費の支給要件が追加されたため、これに準じて所要の改正を行うものであります。

## 第 83 号議案

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い人事院規則の一部が改正され、育児休業に関する要件が追加されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

## 第 84 号議案

藤枝市田中集会所を地縁団体である田中地区町内会へ無償譲渡することに伴い、所要の改正を行うものであります。

## 第 85 号議案

内陸フロンティア事業に係る歳入と歳出を一般会計と区分して経理するため、地方自治法第 209 条第 2 項の規定に基づき、藤枝市内陸フロンティア事業特別会計条例を制定するものであります。

## 第 86 号議案

内陸フロンティア事業において定額資金を運用するため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、藤枝市内陸フロンティア事業基金条例を制定するものであります。

## 第 87 号議案

路線バス用大型ノンステップバス 1 台を取得するものであります。

平成 29 年 7 月 28 日に実施した 7 者の指名競争入札により、静岡日野自動車株式会社藤枝営業所が入札額 22,380,000 円で落札しました。

これに消費税 1,790,400 円、法定手数料等 49,320 円を加算した額で売買契約を締結するもので、車両の納入期限は平成 30 年 1 月 31 日であります。



車両の種別 路線バス用大型ノンステップバス 1台 83人乗り

#### 第88号議案

藤枝市田中集会所を使用している田中地区町内会へ無償譲渡をいたしたく、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、提案するものであります。

#### 第89号議案

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、平成29年10月1日から藤枝市産学官連携推進センターの管理を行わせる指定管理者について、指定を行うものであります。